

2023 年度 所定患者施設療養費の算定状況

介護老人保健施設において、入居者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

●条 件

- ① 対象となる入所者の状態は次のとおりであること
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹
 - ・蜂窩織炎（令和 3 年度～）
- ② 入所者に対し、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に算定
- ③ 同一の入所者について 1 月に 1 回、連続する 7 日を限度として算定
- ④ 緊急時施設療養費を算定した日は算定不可
- ⑤ 診断名、診察を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載
- ⑥ 請求に際し、診断・行った検査・治療内容を記載
- ⑦ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する

2023 年度 算定状況

	件 数	治 療 内 容 等
肺 炎	17	聴診、血液検査、レントゲン撮影、抗生剤点滴、内服など診察結果に基づく治療
尿路感染症	6	尿検査、血液検査、抗生剤の点滴注射、内服など診察結果に基づく治療
帯 状 疱 疹	1	抗ウイルス剤の点滴注射、内服、消炎鎮痛剤を用いた治療
蜂 窩 織 炎	6	抗菌薬による薬物療法